

# くらしの情報

## 平成27年度～平成29年度までの 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料について

介護保険制度は、市町村において3年ごとに策定される介護保険事業計画に基づき運営されています。この度、第6期新篠津村介護保険事業計画が策定されましたが、高齢化率の上昇と介護給付費の増加に伴い、下記のとおり介護保険料を改定しましたので、ご理解を賜ります。なお、6月中旬には平成27年度の保険料額の確定通知を送付いたします。

所得段階	月額	対象となる方
第1段階	2,250円	◎生活保護受給者・村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者 ◎村民税非課税世帯で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	3,750円	◎村民税非課税世帯で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
第3段階	3,750円	◎村民税非課税世帯で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方
第4段階	4,500円	◎世帯に村民税課税者がいるが、本人が村民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階 (基準額)	5,000円	◎世帯に村民税課税者がいるが、本人が村民税非課税で本人課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方
第6段階	6,000円	◎市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が120万円未満）
第7段階	6,500円	◎市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満）
第8段階	7,500円	◎市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満）
第9段階	8,500円	◎市町村民税本人課税（被保険者本人の合計所得金額が290万円以上）

○問合せ／住民課福祉係 ☎ 57-2111（内線345）

## 国民年金保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

### ①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

### ②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

### ③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

### ■過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

○問合せ／住民課戸籍年金係 ☎ 57-2111（内線333・334）

